

秋スポ少－14  
令和2年5月7日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県体育協会  
秋田県スポーツ少年団  
本部長 福原 幸成  
(公印省略)

スポーツ少年団活動再開に向けた「スポーツ少年団活動ガイドライン(改訂版)」  
について(依頼)

各市町村スポーツ少年団におかれましては、政府の緊急事態宣言及び県の緊急事態措置を受けたスポーツ少年団活動の一斉休止に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、県内の小・中学校は本日から、高校などの県立学校は11日から順次再開されますが、それに伴ってスポーツ少年団活動も11日から再開することにいたしました。

そこで、秋田県スポーツ少年団では、活動再開に向けて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した『スポーツ少年団活動ガイドライン(改訂版)』」を、別紙のとおり作成いたしました。

つきましては、各市町村スポーツ少年団活動の再開に当たっては、本ガイドラインに沿った感染症対策が適切に実施されるようお願い申し上げますとともに、貴管下の各単位団に本ガイドライン(改訂版)を速やかに周知して下さるようお願いいたします。

なお、県の緊急事態措置が5月31日まで延長されることを踏まえ、令和2年4月15日付け秋スポ少－7で通知した①他市町村のスポ少活動へ参加しないこと(他市町村からの団員の参加を控えさせること)、②スポ少活動は自団での活動とし、他団との交流試合等を行わないことの措置については、今月末まで継続することとし、この措置の解除については本団からあらためて御連絡いたします。

〈本件の担当〉

秋田県スポーツ少年団事務局  
(秋田県スポーツ科学センター内)  
担当：富 樫，二階堂  
TEL 018-866-3916  
FAX 018-864-5752